

青森県後期高齢者医療広域連合組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第三号

青森県後期高齢者医療広域連合組織規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合組織規則（平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十二月二日から施行する。